

---

## 化学物質・廃棄物・汚染に関する科学政策パネル (ISP-CWP) について

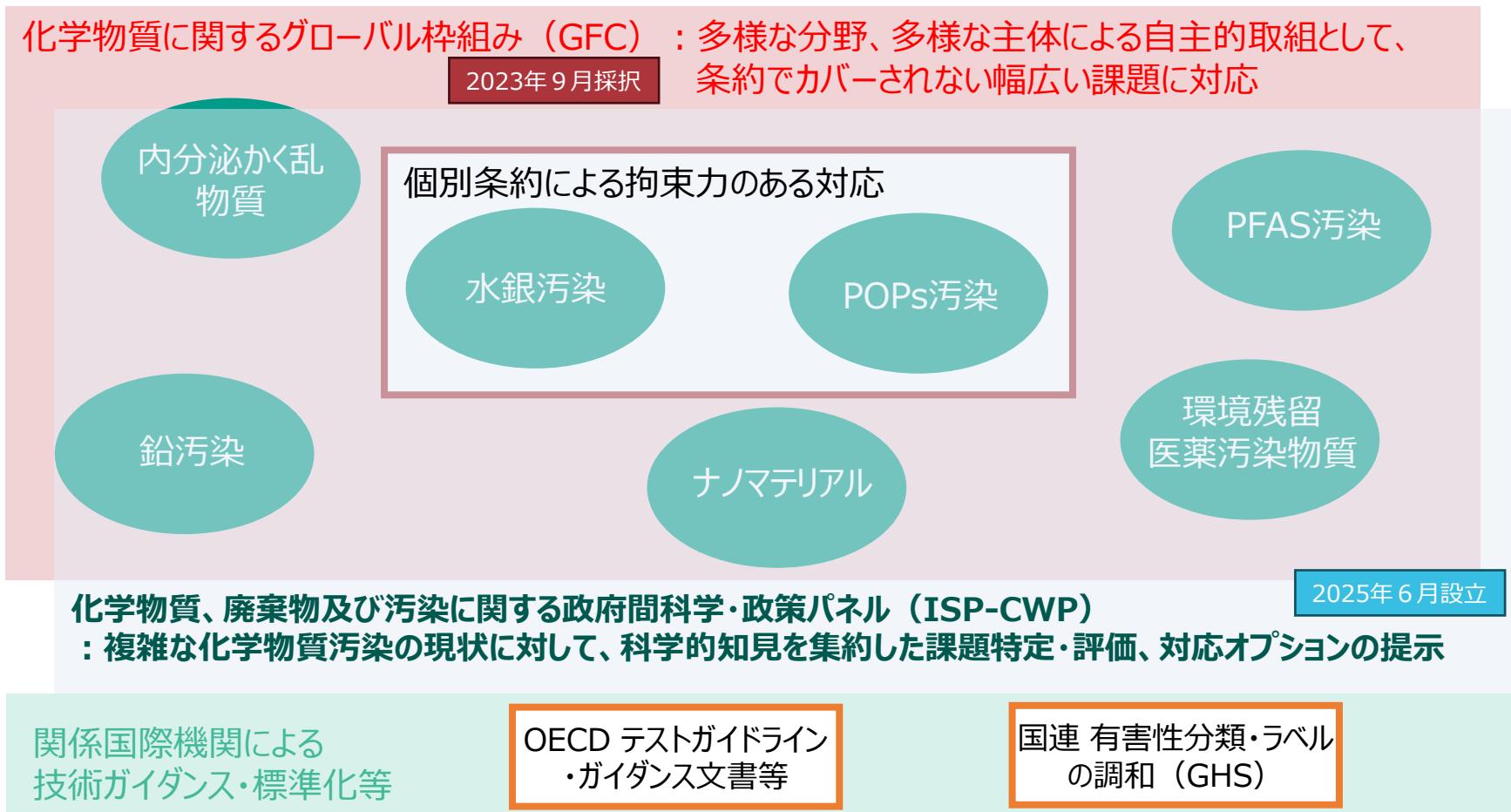
---

環境保健部化学物質安全課 水銀・化学物質国際室

# 2020年以降の国際的な化学物質管理の全体像

- 2020年以降の国際化学物質管理の枠組みは**強固な科学的知見の集約基盤 (ISP-CWP)** を土台に、**拘束力のある条約 (ストックホルム、水俣…)**と**自主的取組 (GFC)**のベストミックスにより発展。
- 関係国際機関による**技術ガイダンス・標準化等**の継続支援。

## 【2020年以降の国際化学物質管理の全体像】



# 化学物質・廃棄物・汚染に関する科学政策パネルの設置検討に至る背景

- 2019年にUNEPが公表した「Global Chemicals Outlook II」及びその「政策決定者向け要約」において、世界的な知見のギャップを埋める方策として「化学物質と廃棄物に関する科学政策インターフェイス」を強化する必要性が言及。
- 同年の第4回国連環境総会（UNEA4）では、科学政策インターフェイス（SPI）を強化するための報告書の作成を要請する決議4/8が採択され、2021年に公開された当該報告書に**独立政府間パネルの設置を含むSPIの強化オプション**が整理。

## Global Chemicals Outlook II



“2020年までの化学物質と廃棄物による悪影響を最小限に抑えるという世界目標  
\*は達成されない見込み”

UNEP(2019), [GCO II](#)

### 政策決定者向け要約

「化学物質と廃棄物に関する世界的な知見のギャップを埋めるための方策として、学者と意思決定者間の連携を通して**科学政策インターフェイスを強化する必要がある**。」

\*2002年のヨハネスブルグサミットで合意された化学物質管理に関する世界目標。そのための行動の一環として、SAICM（現行のGlobal Framework on Chemicals）が設置。

## UNEA4（決議4/8）

- 全てのステークホルダーに、科学的・政策的根拠を強化するための方策に関するよう奨励。
- 全てのステークホルダーに、科学政策インターフェイスを支援し、SAICMの第3回公開作業部会\*で当該インターフェイスを強化する方策を検討するよう要求。
- UNEP事務局長に、既存のメカニズムを考慮した上で、国際レベルで**化学物質と廃棄物の適正管理に向けた科学政策インターフェイスを強化するためのオプションを含む報告書の作成を要請**。

\*SAICMの第3回公開作業部会及び関連する会期間プロセスにおいても、主にSAICMの後継（GFC）に科学的知見を提供するためのメカニズムの在り方について議論。

## SPIの強化オプション報告書



“科学に基づく地域、国、地域、世界的な行動を支援・促進するため、あらゆるレベルでの科学政策インターフェイスの強化が喫緊に必要である”

UNEP (2021), [Assessment report](#)

### 特定されたオプション

<b>独立パネル</b>	IPCCやIPBESに類する化学物質・廃棄物分野の独立政府間パネル
<b>GCO組織化</b>	GCOを定期的に作成することを決定し、科学的知見の提供を組織化
<b>補助パネル</b>	多国間環境協定（条約等）の補助機関としてのテーマ別パネル

# 化学物質・廃棄物・汚染に関する科学政策パネルの設置に向けた検討プロセス

- 2022年の第5回国連環境総会再開セッション (UNEA5.2) で、2024年末までの合意を目標に、**化学物質・廃棄物・汚染に関する科学政策パネルの設置提案を作成するための臨時公開作業部会 (OEWG)** の設置が決定。
- また、設置提案の作成完了後には、**パネルの設立を正式に採択するための政府間会合**を開催することも併せて決定。
- 当該決議 (UNEA5.2決議 5/8) に基づき、以下のとおりOEWG及び政府会合を実施。

01	02	03	04	05
<b>OEWG1.1</b>	<b>OEWG1.2</b>	<b>OEWG2</b>	<b>OEWG3.1</b>	<b>OEWG3.2&amp;政府間会合</b>
2022年10月@ケニア	2023年1-2月@タイ	2023年12月@ケニア	2024年6月@イスラエル	2025年6月@ウルグアイ
<b>01   OEWG1.1</b>	<b>02   OEWG1.2</b>	<b>03   OEWG2</b>		
<ul style="list-style-type: none"><li>OEWGのロジ的事項（役員の選出、手続き規則の合意、今後の会合スケジュール等）を議論。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>パネルのスコープ・目的、機能等を議論し、パネルの機能に能力形成を加えることに合意。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>パネルの設置提案文書の草案（スコープ・目的、機能、運用原則、組織アレンジメント、手続き規則等）を議論。</li></ul>		
<b>04   OEWG3.1</b>		<b>05   OEWG3.2&amp;政府間会合</b>		
<ul style="list-style-type: none"><li>パネルの設置提案文書に加えて、手続き規則、作業計画の策定プロセス、利益相反方針等、パネルの名称等を議論。</li></ul>		<ul style="list-style-type: none"><li>OEWG3.2にて、左記の残る論点について議論し、設置提案文書を最終化。</li><li>政府間会合では、OEWGから送付された設置提案文書を受けてパネルの設置決議を採択。</li></ul>		

# 政府間会合でのISP-CWPの採択

- 2025年6月にUNEP事務局長がウルグアイで開催し、我が国の松澤裕地球環境審議官（当時）及びウルグアイのデュピュイ国連大使が共同議長を務めた政府間会合において「**化学物質・廃棄物・汚染に関する政府間科学政策パネル (ISP-CWP : Intergovernmental Science-policy Panel on Chemicals, Waste and Pollution)**」の設立に正式に合意。

## 政府間会合での主な決定事項



### ISP-CWPの設立

- ISP-CWPを**独立した政府間組織**として設立。
- ISP-CWPの作業計画は、プレナリー（総会）で承認されるものとする。
- 政策に関連するが、政策規定的ではない科学的根拠を提供する。



### 将来的なプレナリーでの関連手続きの検討

- 政府間会合までに合意できなかった関連する運用手続き（プレナリーの手続き規則、優先付けを含む作業計画の決定プロセス、パネルの成果物の作成・クリアランス手続き、利益相反方針）の案を、第1回プレナリー会合で改めて検討。



### 第1回プレナリー会合までの暫定アレンジメント

- UNEP事務局長に対して、ISPの事務局サービスを暫定的に提供するよう要請。
- UNEP事務局長に対して、可能な限り早期に第1回プレナリー会合を開催するよう要請。

# ISP-CWPの構成

- ISPは「スコープ・目的・機能」や「組織アレンジメント」といった運用の根幹を規定する「基本文書」に加えて、作業計画の決定プロセスや成果物の作成・クリアランス手続き等の詳細な手続き・プロセスを定める関連文書で構成される。

セクション		概要
I.	スコープ・目的・機能	目的：「化学物質と廃棄物の適正管理に貢献し、汚染を防止するために科学・政策インターフェイスを強化」 機能：①ホライズン・スキヤニング、②現在の課題に関するアセスメント、③最新情報の提供、科学的研究のギャップ特定、科学者と政策立案者の間のコミュニケーション、知見の説明・発信、普及啓発、④科学的情報を求める途上国との情報共有、⑤能力形成
II.	運用原則とアプローチ	パネルの運用を指南する原則・アプローチ
III.	組織アレンジメント	パネルの運営体制
A.	プレナリー	パネルの統治・意思決定機関としてのプレナリーの機能やメンバーシップ
B.	ビューロ	ビューロの機能やメンバーシップ
C.	補助機関	パネルの科学的機能を管轄する学際的専門家委員会の機能やメンバーシップ、その他補助機関等
D.	事務局	事務局の機能
E.	財政アレンジメント	パネルの信託基金の設置
F.	パートナーシップ	パートナーシップの設置に関する提案
IV.	パネルの有効性評価	パネルの効率性・有効性の独立したレビューと評価
その他関連文書（詳細未定）		プレナリーの手続き規則、優先付けを含む作業計画の決定プロセス、 パネルの成果物の作成・クリアランス手続き、利益相反方針

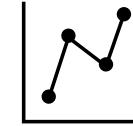
- ISPは「**化学物質と廃棄物の適正管理及び汚染の防止に貢献するために科学・政策インターフェイスを強化すること**」を目的としており、①課題の早期特定、②現在の課題のアセスメント、③情報提供・生成・普及、④情報共有、⑤能力形成の5つの機能を備える。

## 目的

**化学物質と廃棄物の適正管理及び汚染の防止に貢献するために科学・政策インターフェイスを強化すること**



### 課題の早期特定



## 機能

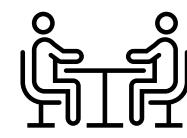
- 政策立案に関連する課題に関する「ホライズン・スキャニング」の実施と、対応オプションの提供

※ホライズン・スキャニング：現在では課題として顕在化していないが、今後顕在化する可能性がある事項を特定する作業。



### 現在課題のアセスメント

- 特に途上国に関する現在の課題に関するアセスメントと、対応オプションの特定



### 情報提供・生成・普及

- 最新情報の提供、科学研究ギャップの特定、科学者・政策立案者間のコミュニケーションの奨励・支援
- 成果物の普及と意識啓発



### 情報共有

- 特に途上国に対する科学的情報の共有

### 能力形成

- 機能に係る能力形成の統合（科学者・政策立案者・その他ステークホルダー向け）

- ISPの運用に係るあらゆる側面において、すべての関係者が考慮すべき原則やアプローチとして、**科学的独立性や信頼性・正当性**の確保のほか、**ISPの成果物が政策に関連するが政策規定的ではない (policy-relevant without being policy prescriptive)** こと、科学的に堅牢であること、バイアスがなくアクセス可能であること等を定める。

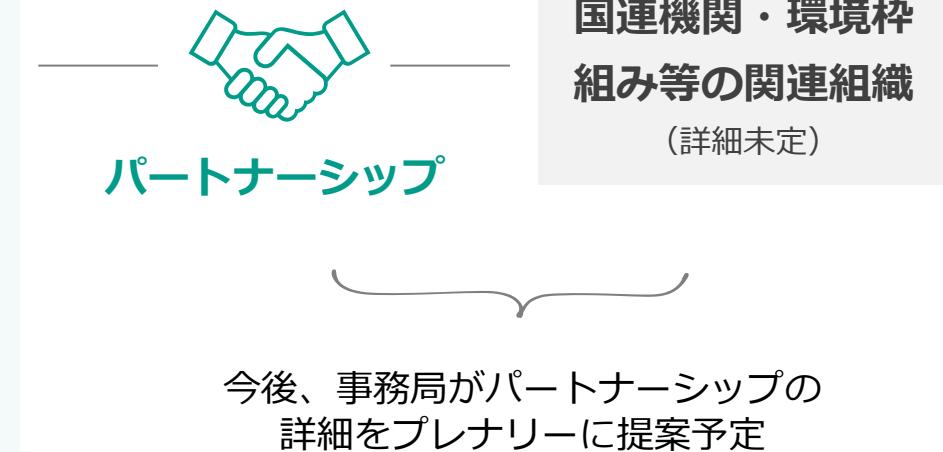
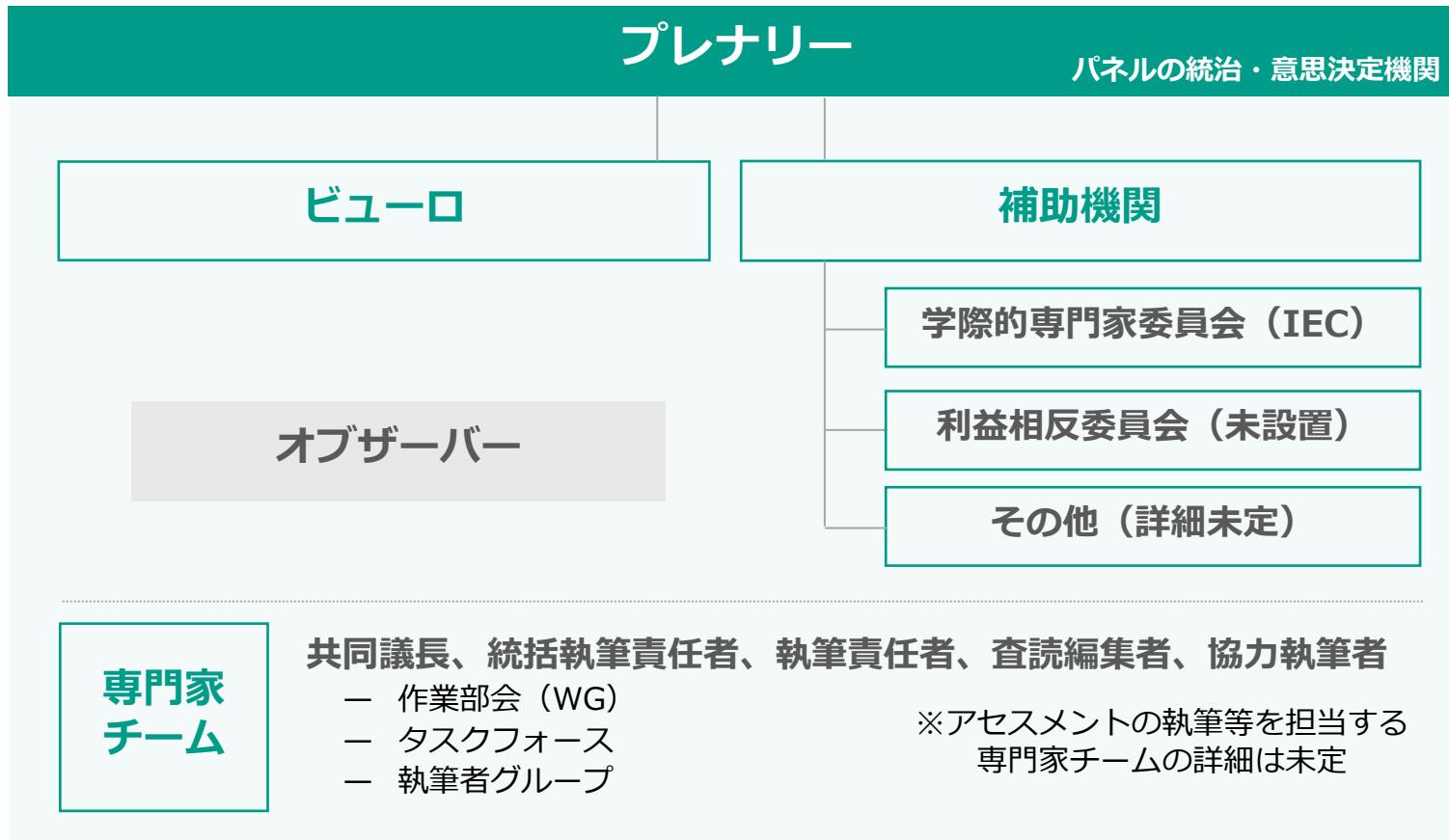
### 運用原則とアプローチ（一部抜粋）

- (a) 科学的に独立し、査読プロセス等を通じたパネルの作業の信頼性と正当性の確保
- (b) 意思決定プロセスにおけるコンセンサスの保持
- (c) 科学の独立性を尊重しつつ、異なる科学的見解の適切な反映の確保
- (d) 公平性と透明性の担保
- (e) 幅広い関連分野及び情報源を取り入れた**学際的かつ複合的なアプローチ**の採用と関連知識形態の考慮
- (f) 労働者の技術的知識及び経験や、安全で健康的な労働環境を促進する重要性の認識
- (g) 地理的・地域的〔・ジェンダー／男女〕バランスの確保、包摂的な参加の促進、言語の多様性の考慮
- (i) 政策に関連するが政策規定的ではなく (policy-relevant without being policy prescriptive) 、科学的に堅牢で、バイアスがなくアクセス可能な成果物の作成
- (j) 作業の重複や繰り返しの回避、関連する多国間環境協定、国際文書、政府間機関との調整・協力の促進

## セクションIII：組織アレンジメント（全体概要）



- ISPは、**統治・意思決定機関である「プレナリー」**のほか、ISPの運営を行政的観点から管轄する「ビューロ」、主に科学的機能を管轄する「学際的専門家委員会（IEC）」を含む補助機関、事務局で構成される。
- アセスメントは各地域から選出される専門家によって執筆される見込み（詳細は未定）。



### セクションIII：組織アレンジメント（個別組織の概要）



- ISPは、**統治・意思決定機関である「プレナリー」**のほか、ISPの運営を行政的観点から管轄する「ビューロ」、主に科学的機能を管轄する「学際的専門家委員会（IEC）」を含む補助機関、事務局で構成される。

#### プレナリー

- ISPの統治・意思決定機関。** ISPのメンバーになる意図を示した国連加盟国及び国連非加盟オブザーバー国にオープン。
- アセスメントの具体的なトピック等を含む**「作業計画」を採択**。また、アセスメントの**スコーピング報告書や、最終的な成果物の受理（Accept）、採択（Adopt）、承認（Approve）**等を行う。

#### ビューロ

- 国連各地域から2名ずつ選出（計10名）。
- 主にISPの行政的事項を管轄する役割を担うと解される（プレナリー会合の準備・開催に関する助言、ISPの関連手続き・プロセスへの遵守の監視、プレナリー間の会期間作業の支援、プレナリーで採択された決議の実施状況の監視等）。

#### 学際的専門家委員会（IEC）

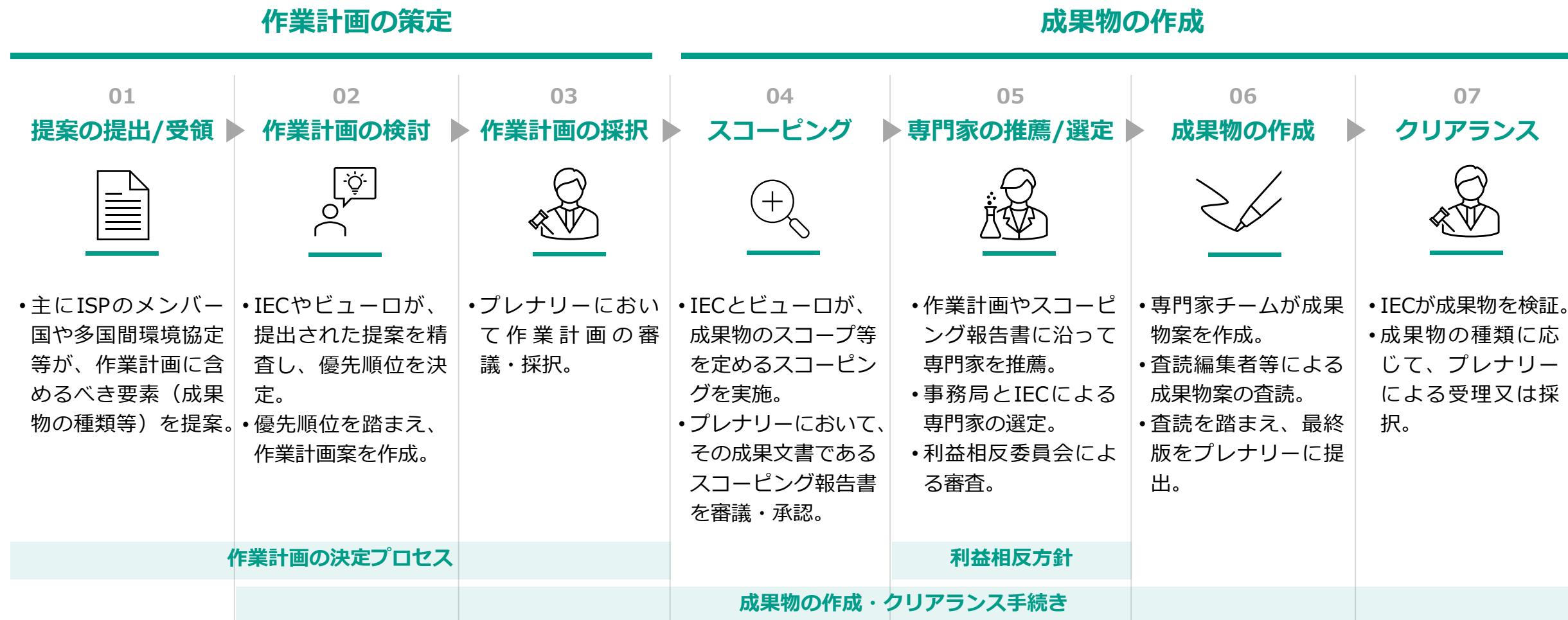
- 技術的・科学的・社会経済的な専門性等を考慮して、国連各地域から推薦され、プレナリーで選出。
- 主にISPの科学的事項を管轄する役割を担うと解される（査読プロセスの作成、スコーピングプロセスに関する助言、アセスメントの執筆者の選定、技術・科学的コミュニケーションに関する助言・援助等）。

#### 事務局

- 第1回プレナリー会合でUNEPによる事務局サービスを確保。
- 会合の運営や文書作成等、パネルの組織運営・広報・行政及び技術的作業を支援。
- 関係者とのコミュニケーションの促進、ISPの成果物の発信やアウトリーチ。
- 信託基金の管理、財政動員等。

# 作業計画と成果物の作成プロセスの全体像（案）

- ISPのプレナリーは、アセスメントの対象等を含む「**作業計画**」を採択し、その後、関連する成果物の作成作業等が行われる。成果物のスコープが定められた後に、専門家の推薦・選定が行われ、実際の成果物の作成、クリアランスへと移る。



注：以上は作業計画の作成から成果物の作成・クリアランス等に至るまでに想定される大まかな流れであるが、関係主体等の役割を含め、詳細は今後の議論に応じて変更になる可能性がある。 11

## 今後のISP-CWPに関する我が国の対応について

- ISPの第一回プレナリー会合は、2026年2月に開催予定。議長・ビューローの選定や手続き規則の最終化、事務局の場所の決定等が主な議題となる予定。
- 我が国は、引き続きISPの立ち上げに対して主導的な役割を果たすべく、環境省 小川特別国際交渉官をビューロー候補としてノミネートしている。
- 第二回以降、作業計画の策定等、中身の議論が始まつてくるものと想定。我が国として今後のISP-CWPの活動が我が国の環境政策と整合し、今後の各施策の後押しとなるよう適時適切に対応していくために、関係省庁との密な連携体制を築いていきたい。
- については、本GFC関係省庁連絡会議の枠組みを活用し、ISP-CWPについても、今後定期的に情報共有や対応の方向性の議論の場とすることでどうか。（名称もGFC・ISP-CWP関係省庁連絡会議と改変？）

### 【今後の進め方（案）】

本日：会議の場で上記提案につき意見収集

年末まで：追加コメント受付

1月：（異議がなければ）設置要綱の修正案の作成・照会

2月：改訂設置要綱の確定